

施設利用遵守事項

社会福祉法人ゆうかり学園の施設利用にあたっては、下記事項について遵守していただきます。

- 1、 施設利用にあたっては、善良な管理者の意識をもって利用すること。
- 2、 施設利用申込書は使用開始の 10 日前までに法人事務局へ提出し、法人の許可を受けて下さい。
- 3、 施設利用時間は原則として、午前 10 時より午後 5 時までの間とする。
- 4、 施設利用開始前に地域支援棟事務室へ賛助会員証を提出していただきます。
- 5、 施設内の什器、備品等を持ち出さないこと。
- 6、 他団体等と同時利用の場合は、お互いに最善の配慮をしていただきます。
- 7、 施設利用終了時は清掃、後片付けを行い、使用前の状態に戻すこと。
- 8、 利用が終わったときは、事務室へ連絡し担当者の確認後に賛助会員証の返却を受けてから退所して下さい。
- 9、 飲酒はお断りいたします。なお、館内は禁煙となっています。

典心の湯利用遵守事項

(平成 30 年 3 月 1 日)

典心の湯の利用にあたっては、下記事項について遵守していただきます。下記事項に違反又は利用者間でのトラブル等があった場合は双方共に利用を禁止すると共に賛助会員を除名いたします。

- 1、 典心の湯利用開始前に地域支援棟事務室へ賛助会員証を提出すること。
- 2、 典心の湯利用にあたっては、善良な管理者の意識をもって利用すること。
- 3、 利用時間は 2 時間以内での利用を厳守すること。(入館から退館まで)
- 4、 湯船にタオルを入れないこと。
- 5、 掛け湯を浴びてから湯船に浸かること。
- 6、 施設内の什器、備品等を持ち出さないこと。
- 7、 利用者間のトラブルを起こさないためにも、お互い譲り合いながら利用すること。
- 8、 利用終了時は使用前の状態に戻すこと。
- 9、 飲酒および喫煙は禁止です。
- 10、 利用終了後速やかに事務室で賛助会員証の返却を受けてから退館して下さい。